



熊保年発第808号

令和4年9月12日

熊谷市国民健康保険運営協議会
会長 小林 一貫 様

熊谷市長 小林 哲也



熊谷市国民健康保険税の税率等について（諮問）

「国民健康保険税改正にあたっての基本方針」に基づき、国民健康保険税の税率等の改正をしたいので意見を求めます。

1 税率等については、次のとおりとする。

・医療給付費分（所得割は改正なし）

賦課方式	税率	
	所得割	均等割
2方式	6.9%	28,500円

・後期高齢者支援金等分

賦課方式	税率	
	所得割	均等割
2方式	2.2%	13,000円

・介護納付金分（改正なし）

賦課方式	税率	
	所得割	均等割
2方式	1.7%	12,500円

2 令和5年度から適用する。

【参考】熊谷市現行保険税率（2方式）

医療給付費分		後期高齢者支援金等分		介護納付金分	
所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
6.90%	26,000円	2.10%	12,000円	1.70%	12,500円